

一般社団法人北海道建築士事務所協会
建築物耐震診断等評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、建築士事務所が、北海道内に建築された既存建築物（昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建築物をいう。）の耐震性能を把握するための耐震診断（以下「耐震診断」という。）又は耐震診断の結果に基づく地震に対する安全性の向上を目的とした改修の計画（以下「耐震改修計画」という。）を行った場合、その耐震診断及び耐震改修計画（「評価事項変更届」による耐震改修計画の計画変更（以下「計画変更」という。）を含む。）が適正及び妥当であるかの判定（以下耐震改修計画の場合は「評定」に読み替えるものとする。）をするために設けるものであり、耐震診断及び耐震改修計画の妥当性、統一性、均一性を図ることを目的として、一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「本会」という。）業務・技術委員会に建築物耐震診断等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営することを目的とする。

(事業)

第2条 既存建築物の耐震診断及び耐震改修計画が適正及び妥当であるかの判定の申込みがあった場合、委員会を開催し、必要な検討を行ったうえ、その判定を行う。ただし、紛争・訴訟等に関する案件は取り扱わないものとする。また、前条の計画変更は、（別記）「耐震改修計画評価後の計画変更の取扱」によるものとする。

(委員会組織及び委員の構成)

第3条 委員会の委員は、大学教授等の学識経験者・構造関係識者のほか、本会正会員をもって構成し、その数は16名以内とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、行政機関の職員及び耐震診断又は耐震改修計画発注者サイドを、この委員会にオブザーバーとして出席を求め、意見を聴くことができる。

2 委員会の委員は、本会の会長が委嘱する。

3 委員会には、委員長1名、副委員長2名以上を置くものとし、委員長は大学教授等の学識経験者、副委員長は構造関係識者及び本会正会員とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現在の委員の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集することができる。

2 委員会の開催通知は、本会の事務局（以下「事務局」という。）において行う。

(判定基準)

第6条 判定は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）、一般財団法人日本建築防災協会発行の「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄筋鉄骨コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」その他国土交通省、文部科学省等関係機関において定められた関連基準に基づいて行う。

(判定に関する検討事項)

第7条 委員会は、委員長が議長となり、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 既存建築物等資料の内容に関する事項
- (2) 耐震診断及び耐震改修計画資料の内容に関する事項
- (3) 現地調査に関する事項
- (4) その他関連する必要事項

(判定の申込み)

第8条 判定の申込みは、次による。ただし、計画変更の場合は、(別記)「耐震改修計画評価後の計画変更の取扱」によるものとする。

- (1) 耐震診断判定・耐震改修計画評定仮申込書(様式1)を診断調査又は改修計画設計受託契約後速やかに本会に提出する。
- (2) 耐震診断判定・耐震改修計画評定申込書(様式2)を委員会(作業部会)開催の10日前までに本会に提出する。
- (3) 次の資料を判定委員会(作業部会)当日までに本会に提出する。

イ耐震診断資料	① 耐震診断報告書	(委員会用)	1 部
	② 耐震診断概要書	(委員会用)	3 部
ロ耐震改修計画資料	① 耐震改修計画報告書	(委員会用)	1 部
	② 耐震改修計画概要書	(委員会用)	3 部
ハ耐震診断・耐震改修計画資料	① 耐震診断・耐震改修計画報告書	(委員会用)	1 部
	② 耐震診断・耐震改修計画概要書	(委員会用)	3 部

- (4) 耐震診断判定・耐震改修計画評定申込手数料は、別表1、別表2、別表3及び別表4の額とし、第二号の申込書受理の際に徴収する。
- (5) 計画変更による評価事項変更届出承認手数料は、別表5の額とする。

(作業部会)

第9条 委員会に、判定に関する事項の検討作業を行う作業部会を設置する。作業部会は、委員長の指示により活動を行う。

- 2 作業部会は、作業部会長及び作業部員をもって構成する。
- 3 作業部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 作業部会は、必要があると認めるときは、委員長の同意を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 作業部会長は、検討作業終了後速やかに、その結果を委員長に報告する。

(受付)

第10条 第8条に示す申込書の受付は、事務局において行う。

- 2 事務局は、提出された申込書及び添付資料を確認のうえ受理し、その旨を委員長に連絡する。

(委員会の開催)

第11条 委員長は、申込者に対し、委員会開催通知(様式3)により、同委員会への出席を要請する。

(業務の報告)

- 第12条 委員長は、業務終了後速やかに耐震診断判定書(様式4-1)、耐震改修計画評定書(様式4-2)及び耐震診断判定・耐震改修計画評定書(様式4-3)を業務・技術委員会を經由して会長に提出する。
- 2 会長は、提出のあった耐震診断判定書、耐震改修計画評定書及び耐震診断判定・耐震改修計画評定書を申込者に交付(様式5-1、様式5-2、様式5-3)する。
- 3 前項の耐震診断判定書、耐震改修計画評定書及び耐震診断判定・耐震改修計画評定書は、本会に1部控えを保存し、提出された資料等は申込者に返却する。
- 4 第1項の耐震診断判定書、耐震改修計画評定書及び耐震診断判定・耐震改修計画評定書には、第8条第3号イ、ロ及びハの資料により、第6条の判定基準による判定結果を示す。

(守秘義務)

- 第13条 委員会の委員及び作業部会の委員は、検討事項に関連して知り得た資料、知識等を第三者に漏洩、公表又は活用してはならない。

(記録)

- 第14条 委員会は、委員会業務の記録を行い、事務局がこれを保管する。

(経費の支弁)

- 第15条 この要領による判定に要する経費は、原則として、申込者により支払われる判定費用及びその他の収入により支弁する。

(会計)

- 第16条 判定費用の請求、受領及びその他の必要な会計事務は、事務局において行う。

(事業年度)

- 第17条 委員会の事業年度は、一年間とし、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(要領の変更)

- 第18条 この要領の変更は、理事会の承認を得る。

(その他)

- 第19条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年3月10日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年度の建築物耐震診断判定業務から適用する。
- 3 この要領は、平成21年6月30日から施行し、平成21年5月1日から適用する。
- 4 この要領は、平成22年7月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成23年8月1日から施行する。
- 6 この要領は、一般社団法人の登記の日(平成25年1月4日)から施行する。
- 7 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成28年9月21日から施行する。

9 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(別表1)

耐震診断判定申込手数料額

既存建築物の耐震診断判定申込に係る手数料の額は、次の1)及び2)のとおりです。

1) 基本手数料

延べ面積	手数料額
500㎡未満	77,000円
500㎡～1,000㎡未満	99,000円
1,000㎡～1,500㎡未満	121,000円
1,500㎡～2,500㎡未満	143,000円
2,500㎡～3,000㎡未満	165,000円
3,000㎡～5,000㎡未満	187,000円
5,000㎡～10,000㎡未満	242,000円
10,000㎡以上	264,000円

2) 別途加算手数料

耐震診断の内容又は申込者の対応が原因で委員会の回数が4回以上におよぶ場合は、1回につき次の額を別途加算します。

延べ面積	手数料額
500㎡未満	19,800円
500㎡～1,000㎡未満	25,300円
1,000㎡～1,500㎡未満	30,800円
1,500㎡～2,500㎡未満	36,300円
2,500㎡～3,000㎡未満	41,800円
3,000㎡～5,000㎡未満	47,300円
5,000㎡～10,000㎡未満	60,500円
10,000㎡以上	66,000円

<ご注意>

1. 申込単位：判定対象建築物（棟単位）又は判定対象建築物の部分（棟単位）をいいます。
（例：E X P. J等で繋がっている場合はそれぞれを棟単位とします。）
2. 延べ面積：申込単位の各階の床面積の合計をいいます。
3. 上記1)、2)の手数料額は消費税を含んでいます。
4. 支払方法は現金又は振込とします。なお、振込の場合は、振込後、振込証明書のコピーを提出してください。なお、支払に要する費用は申込者の負担となります。

(別表2)

耐震改修計画評定申込手数料額

既存建築物の耐震改修計画評定及び再評価申込に係る手数料の額は、次の1)、2)、3)および4)のとおりです。

1) 基本手数料

延べ面積	手数料額
3,000㎡未満	264,000円
3,000㎡～5,000㎡未満	330,000円
5,000㎡～10,000㎡未満	440,000円
10,000㎡以上	550,000円

2) 別途加算手数料

耐震改修計画の内容又は申込者の対応が原因で委員会の回数が4回以上におよぶ場合は、1回につき次の額を別途加算します。

延べ面積	手数料額
3,000㎡未満	66,000円
3,000㎡～5,000㎡未満	82,500円
5,000㎡～10,000㎡未満	110,000円
10,000㎡以上	137,500円

3) 評価事項変更による再評価基本手数料

延べ面積	手数料額
3,000㎡未満	132,000円
3,000㎡～5,000㎡未満	165,000円
5,000㎡～10,000㎡未満	220,000円
10,000㎡以上	275,000円

4) 別途加算手数料

評価事項変更内容又は申込者の対応が原因で委員会の回数が4回以上におよぶ場合は、1回につき次の額を別途加算します。

延べ面積	手数料額
3,000㎡未満	33,000円
3,000㎡～5,000㎡未満	41,250円
5,000㎡～10,000㎡未満	55,000円
10,000㎡以上	68,750円

<ご注意>

1. 申込単位：評定・再評価対象建築物（棟単位）又は評定・再評価対象建築物の部分（棟単位）をいいます。（例：E X P. J等で繋がっている場合はそれぞれを棟単位とします。）
2. 延べ面積：申込単位の各階の床面積の合計をいいます。
3. 上記1)、2)、3)、4)の手数料額は消費税を含んでいます。
4. 支払方法は現金又は振込とします。なお、支払に要する費用は申込者の負担となります。

(別表3)

耐震診断判定・耐震改修計画評定申込手数料額

既存建築物の耐震診断判定・耐震改修計画評定申込に係る手数料の額は、次の1)及び2)のとおりです。ただし、耐震改修計画の評価事項変更の場合は、(別表2)によります。

1) 基本手数料

延べ面積	手数料額
3,000 m ² 未満	352,000円
3,000 m ² ~ 5,000 m ² 未満	484,000円
5,000 m ² ~ 10,000 m ² 未満	594,000円
10,000 m ² 以上	704,000円

2) 別途加算手数料

耐震診断・耐震改修計画の内容又は申込者の対応が原因で委員会の回数が4回以上におよぶ場合は、1回につき次の額を別途加算します。

延べ面積	手数料額
3,000 m ² 未満	88,000円
3,000 m ² ~ 5,000 m ² 未満	121,000円
5,000 m ² ~ 10,000 m ² 未満	148,500円
10,000 m ² 以上	176,000円

<ご注意>

1. 申込単位：判定・評定対象建築物（棟単位）又は判定・評定対象建築物の部分（棟単位）をいいます。（例：EXP、J等で繋がっている場合はそれぞれを棟単位とします。）
2. 延べ面積：申込単位の各階の床面積の合計をいいます。
3. 上記1)、2)の手数料額は消費税を含んでいます。
4. 支払方法は現金又は振込とします。なお、支払に要する費用は申込者の負担となります。

(別表 4)

申込手数料額の割引について

1) 基本手数料

次の①及び②の条件を満たす場合に③の内容のとおり割引きます。

①同一の敷地内にある2以上の申込単位相互に規模・形状・構造種別・構造形式・地盤状況等に同一性が認められ、一貫した方針等に基づき耐震診断及び耐震改修計画が行われているもの。	
②同一日に開催される建築物耐震診断等評価委員会において、一括審査が可能なもの。	
③割引の内容	
a) 2申込単位の場合	各申込単位の基本手数料(消費税抜)の合計額の20%を割引きます。
b) 3申込単位の場合	各申込単位の基本手数料(消費税抜)の合計額の25%を割引きます。
c) 4申込単位以上の場合	各申込単位の基本手数料(消費税抜)の合計額の30%を割引きます。

2) 別途加算手数料

耐震診断又は耐震改修計画の内容又は申込者の対応が原因で委員会の回数が4回以上におよぶ場合は、1回につき1)の基本手数料の25%を別途加算します。

(別表5)

評価事項変更届出承認手数料額

既存建築物の評価事項変更届出の承認に係る手数料の額は、次の1)のとおりです。

1) 基本手数料

手数料額	
定額	55,000円

<ご注意>

1. 申込単位：評価事項変更届出承認対象建築物（棟単位）又は評価事項変更届出承認対象建築物の部分（棟単位）をいいます。（例：E X P. J等で繋がっている場合はそれぞれを棟単位とします。）
2. 上記1)の手数料額は消費税を含んでいます。
3. 支払方法は現金又は振込とします。なお、支払に要する費用は申込者の負担となります。
4. 手数料の割引は、（別表4）によります。

(別記)

耐震改修計画評価後の計画変更の取扱

第1 適用の範囲

本取扱は、既に一般社団法人北海道建築士事務所協会（以下「協会」という。）建築物耐震診断等評価委員会（以下「評価委員会」という。）の耐震改修計画の評定（以下「評価」という。）を受けた建築物において、その評価内容に変更が生じた場合に原則として改修工事着手前に当該変更内容の届出を協会に提出する場合に適用する。

第2 届出の対象となる変更

届出の対象となる変更（以下「軽微な変更」という。）とは、評価済の建築物の耐震指標値（ I_s 、 C_{TU} ・ S_D など）が低減されないことを前提として補強位置や補強方法の一部が変更される程度をいう。

上記に該当しない改修計画の変更や評価内容の変更は再評価に該当する。

（参考事例）以下のケースでは、「再評価」が必要となり、届出の対象とはならない。

- ① 補強方法を外付け鉄骨ブレースから RC 耐震壁へ変更する場合
- ② 耐震診断時に RC 耐震壁と評価した間仕切壁が CB 壁であることが判明したため、当初の耐震診断の見直しと改修計画の変更が生じる場合
- ③ 鉄骨造の柱梁仕口部などで溶接耐力の低減が生じたり補強方法を変更する場合

第3 届出業務のフロー

変更届の提出から変更承認書の交付までの業務のフローは次による。

- (1) 申込者（既に評価委員会の評価書の交付を受けた者）は原則として改修工事着手前に変更理由と変更内容を記載した書面と図面等を添付した「評価事項変更届」（様式6）を協会事務局に提出する。
- (2) 協会事務局は提出された「評価事項変更届」の内容を確認し、「軽微な変更」か「再評価」に該当するかを判断し、申込者に通知する。
- (3) 「軽微な変更」と判断された場合は、申込者は、評価事項変更届出承認手数料を協会事務局へ納付する。
- (4) 原則として評価時に審査担当した評価委員が提出された「評価事項変更届」を審査（原則として電磁的記録等による審査とする。）し、支障ないと判断された場合は、「評価事項変更届出承認書」（様式7-1）を交付する。（「評価事項変更届」の審査の結果、再評価に該当すると判断された場合はその旨を事務局より申込者に通知する。）

(様式1)

平成 年 月 日

耐震診断判定・耐震改修計画評定仮申込書

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
会 長 様

申込者 印

郵便番号
住所

下記の建物について、後日 耐震診断判定 耐震改修計画評定 耐震診断判定・耐震改修計画評定 を申込する予定ですので、仮申込します。

記

1. 建物の名称			
2. 建物の所在地			
3. 主要用途		4. 建築年次	昭和 年 月 日
5. 階数	地上 階、地下 階、塔屋 階		
6. 構造			
7. 延べ面積			
8. 特定行政庁との認定に関する事前協議	1) 協議済み 2) 協議必要なし		
9. 判定・評定委員会開催希望時期	平成 年 月 日～ 月 日		
10. 診断者・設計者	受注者		再委託構造担当
11. 発注者			
12. 納期			
連絡先	会社名		担当者名
	所在地		電話番号
	部課名		FAX番号
	e-mail		
※受付欄	※備考		

※印欄には記入しないでください。

仮申込の分類は、該当するものに☑してください。

本仮申込書は、棟毎に提出してください。ゾーニングで耐震診断している場合は、ゾーニングを示した図面（単線で描いたもので可）を添付してください。

(様式2)

平成 年 月 日

耐震診断判定・耐震改修計画評定申込書

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
会 長 様

申込者 印

郵便番号
住所

平成 年 月 日付で仮申込をした下記の建物について、
耐震診断判定
耐震改修計画評定
耐震診断判定・耐震改修計画評定
の申込をします。

記

1. 建物の名称			
2. 建物の所在地			
3. 主要用途		4. 建築年次	昭和 年 月 日
5. 階数	地上 階、地下 階、塔屋 階		
6. 構造			
7. 延べ面積			
8. 特定行政庁との認定に関する事前協議	1) 協議済み 2) 協議必要なし		
9. 判定・評定委員会開催日時	平成 年 月 日 時 分～		
10. 診断者・設計者	受注者		再委託構造担当
11. 発注者			
12. 納期			
連絡先	会社名		担当者名
	所在地		電話番号
	部課名		FAX番号
	e-mail		
※受付欄	※備考		

※印欄には記入しないでください。
申込の分類は、該当するものに☑してください。
本申込書は、棟毎に提出してください。

(様式3)

北建事開第 号
平成 年 月 日

申込者 様

一般社団法人北海道建築士事務所協会
建築物耐震診断等評価委員会
委員長 ㊟

建築物耐震診断等評価委員会の開催について

平成 年 月 日付で、耐震診断判定
耐震改修計画評定 の仮申込をされた建物について、
耐震診断判定・耐震改修計画評定
下記のとおり標記委員会を開催しますので、担当者の出席をお願いいたします。

記

1. 開催日時	平成 年 月 日 時 分から	
2. 開催場所		
3. 建物の名称		
4. 建物の所在地		
5. 提出書類	つぎの書類を委員会開催当日までに持参又は郵送してください。	
6. 担当委員 (予定)		
	判定・評定の担当委員は事情により変更となることがあります。	
7. 申込手数料	¥ 円	
	口座名	(社)北海道建築士事務所協会
	銀行名	北海道銀行 本店
	口座番号	普通預金0101002

※本開催通知書受理後、委員会開催の10日前までに判定・評定申込書(様式2)を提出し申込手数料を納付してください。

仮申込の区分は、該当するものに☑しております。

耐震診断判定書

様

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
建築物耐震診断等評価委員会
委員長

平成 年 月 日付で耐震診断判定申込のあった下記建築物について、次のとおり判定します。

記

1. 耐震診断対象建築物

名称

所在地

構造

階数

延べ面積

2. 判定結果

耐震診断は適正におこなわれている。

耐震改修計画評定書

様

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
建築物耐震診断等評価委員会
委員長

平成 年 月 日付で耐震改修計画評定申込のあった下記建築物について、次のとおり評定します。

記

1. 耐震改修計画対象建築物

名称

所在地

構造

階数

延べ面積

2. 評定結果

耐震改修計画は妥当なものである。

耐震診断判定・耐震改修計画評定書

様

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
建築物耐震診断等評価委員会
委員長

平成 年 月 日付で耐震診断判定・耐震改修計画評定申込
のあった下記建築物について、次のとおり判定及び評定します。

記

1. 耐震診断・耐震改修計画対象建築物

名 称

所 在 地

構 造

階 数

延べ面積

2. 判 定・評 定 結 果

耐震診断は適正におこなわれており、耐震改修計画は妥当な
ものである。

(様式 5 - 1)

北建事判第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
会 長

耐震診断判定書の交付について

平成 年 月 日付で耐震診断判定申込のあった下記建築物について、
別紙のとおり判定されましたので、耐震診断判定書を交付します。

記

耐震診断対象建築物

名 称	所在地	構 造	階 数	延べ面積

(様式5-2)

北建事評第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
会 長

耐震改修計画評定書の交付について

平成 年 月 日付で耐震改修計画評定申込のあった下記建築物について、別紙のとおり評定されましたので、耐震改修計画評定書を交付します。

記

耐震改修計画対象建築物

名 称	所在地	構 造	階 数	延べ面積

(様式5-3)

北建事判評第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
会 長

耐震診断判定・耐震改修計画評定書の交付について

平成 年 月 日付で耐震診断判定・耐震改修計画評定申込のあった
下記建築物について、別紙のとおり判定及び評定されましたので、耐震診断判
定・耐震改修計画評定書を交付します。

記

耐震診断・耐震改修計画対象建築物

名 称	所在地	構 造	階 数	延べ面積

(様式6)

平成 年 月 日

評価事項変更届

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
会 長 様

申込者 ㊟

郵便番号

住所

下記の建物について、評価事項の変更があり届け出ますので承認願います。

記

1. 建物の名称			
2. 建物の所在地			
3. 階 数	地上 階、 地下 階、 塔屋 階		
4. 構 造			
5. 延 べ 面 積			
6. 診断者・設計者	受注者		再委託構造担当
7. 発 注 者			
8. 希望承認年月日			
9. 耐震改修計画 評価番号他	評価番号	評価第 号	評価年月日
	評価委員会審査担当委員		
10. 軽微な変更をする理由及び変更の内容	別紙のとおり		
連絡先	会社名		担当者名
	所在地		電話番号
	部課名		FAX番号
	e-mail		
※受付欄	※備考		

※印欄には記入しないでください。

本届出書は、棟毎に提出してください。希望承認年月日はMAXの年月日を記入してください。

軽微な変更をする理由及び変更の内容は、別紙により必ず添付してください。

(別紙)

1. 変更をする理由

2. 変更の内容

※変更をする理由は、要点を簡潔明瞭に記載してください。

※変更の内容は、具体的に記述してください。関連する図面等を必ず添付してください。

評価事項変更届出承認書

様

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
建築物耐震診断等評価委員会
委員長 石山 祐二

平成 年 月 日付で耐震改修計画の評価事項変更届出のあった下記建築物について、次のとおり承認します。

記

1. 評価事項変更届出承認対象建築物

名 称

所 在 地

構 造

階 数

延べ面積

2. 耐震改修計画評定番号

3. 耐震改修計画評定年月日

4. 承認結果

評価事項の変更は妥当なものである。

(様式7-2)

北建事変第 号
平成 年 月 日

様

一般社団法人 北海道建築士事務所協会
会 長 庄 司 雅 美

評価事項変更届出承認書の交付について

平成 年 月 日付で耐震改修計画の評価事項変更届出のあった下記建築物について、別紙のとおり承認されましたので、評価事項変更届出承認書を交付します。

記

評価事項変更届出承認対象建築物

名 称	所在地	構 造	階 数	延べ面積